

フラワースタylist協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会の会則第2章に基づき、会員に関する事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本協会の会員は、個人会員、法人会員、法人記名会員の4種とする。

(入会の申込み)

第3条 本協会に入会しようとする者は、次の入会申込み手続きを要する。

(1) 個人会員

個人会員として入会しようとする者は、理事長が定める個人会員入会申込書に及び入会金及び年会費を添えて事務局に提出し、理事長に申し込まなければならない。

(2) 法人会員

① 法人会員として入会しようとする法人又は団体は、当該法人の登記簿謄本写し及び会社概要等の法人の活動状況を判断できる資料を添えて、理事長が定める法人会員入会申込書を事務局に提出し、理事長に申し込まなければならない。

② 法人会員として入会を申し込んだ者は、入会の申し込みをした後、入会誓約書を提出しなければならない。

③ 法人会員として入会を申し込んだ者は、理事会の入会承認後、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(3) 法人記名会員

① 法人記名会員として入会しようとする者は、入会承認された法人会員が、法人記名会員登録申請書及び当該法人記名会員の会員規程遵守の誓約書を事務局に提出して理事長に申し込むことをもって、入会の申し込みとする。

② 法人会員は、法人記名会員との雇用関係について事務局が事実確認を求めた場合は、両者の関係を証明できるものを提出しなければならない。

(入会審査の基準)

第4条 理事会は、入会の申し込みに対して、次の基準及び次項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

(1) 個人会員

① 本協会の趣旨及び目的に賛同する個人で、会員規程の遵守を誓約する者。

② 年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わない。

(2) 法人会員

① 本協会の趣旨及び目的に賛同する法人又は団体で、会員規程の遵守を誓約する者。

② 経営又は運営の継続性、安定性が見込めること。

(3) 法人記名会員

当該法人会員の役員及び雇用契約を締結している従業員のうち、法人会員から記名会員として登録申請があった者で、本協会の趣旨及び目的に賛同し、会員規定の遵守を誓約する者。

2 暴力団等の反社会的団体に所属する等、本協会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

(再審査)

第5条 法人会員にあつて、入会承認後に株主構成、経営者、事業内容等、経営又は運営に関する重要な変更があつた場合は、入会の再審査を行うことができる。

(入会承認の取消し)

第6条 入会承認後、次に該当する場合は、理事会の議決により当該会員の入会承認を取消すことができるものとする。

① 入会申込書及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると認められたとき

② 第5条に規定する再審査の結果、会員として不適格と判断したとき

③ 入会審査の基準に反することが明らかになった場合

(入会の通知)

第7条 入会の申し込みについて理事会がその可否を決定した後は、理事長は入会を申し込んだ者に対して、その結果を速やかに通知しなければならない。

(評議員)

第8条 理事会は、本協会の趣旨及び目的に賛同する公益法人、学会、国内外の関連団体等又はその関係者のうち、会員として迎えることが本協会の発展に大きく寄与する者を、評議員として推薦することができる。

(入会の時期)

第9条 個人会員は、理事長が入会を通知したときをもって入会とする。

2 法人会員は、理事会の入会承認後、入会金及び年会費を納入し、理事長が入会を通知したときをもって入会とする。

3 法人記名会員は、理事長がその所属する法人会員に通知したときをもって入会とする。

4 評議員は、理事会の決議により評議員に推薦された者が、入会を承諾したときをもって入会とする。

(会員カードの交付、有効期限等)

第10条 会員には、入会時に有効期限を記載した会員カードを交付する。

2 本協会認定の資格取得者に対しては、会員カードと一体型の資格認定カードを交付する。

3 会員カード及び資格認定カードの有効期限は、8月1日から翌年7月末日までとする。

(会員の権利)

第 11 条 会員は、会員カードの有効期限内において、本協会が会員に対して行う次のサービスを受けることができる。

- ① 本協会が運営する各種資格の認定
- ② 会報誌等の本協会の刊行物の配布
- ③ 本協会主催のセミナー、講演会などの参加費の会員割引
- ④ 本協会主催の会員のつどいなどのイベントにおける販売商品の会員割引
- ⑤ 法人会員のショップ及びスクールでの会員優遇制度
- ⑥ 本協会が主催する展示会への出展優遇制度
- ⑦ その他本協会が会員に対して行う各種サービス

(会員の義務)

第 12 条 会員は、総会が別に定める会員規程を遵守しなければならない。

- 2 会員は、登録内容を変更する場合は、速やかに理事長が定める変更手続きを行うものとする。

(会員更新手続き)

第 13 条 会員は、毎年度初めに理事長が定める会員更新手続きをしなければならない。

- 2 会員更新手続きをしない間は、その会員の資格は停止し、本協会が会員に対して行う諸サービスを受けることはできない。
- 3 更新の可否については、第 4 条第 2 項を準用する。

(法人記名会員への印刷物等の送付)

第 14 条 法人記名会員に対する会報誌、協会主催の会員のつどい、セミナー、講習会の案内等は、当該法人会員（登録代表者）宛に一括して送付するものとする。

- 2 法人会員は、前項の送付物を自らの責任のもとに、各法人記名会員に配布するものとする。

(法人記名会員の異動)

第 15 条 法人会員は、法人記名会員の退職等異動がある場合は、所定の変更届を提出するとともに、当該法人記名会員が、個人会員へ切り替えるか否かの意思を確認し、事務局に報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第 16 条 入会金及び年会費は下記の通りとする。

個人会員 1,000 円 5,000 円

法人会員 10,000 円 50,000 円

- 2 法人会員は、上記年会費のもとで、法人登録代表者の他に法人記名会員を 8 名まで登録することができる。

ただし、理事会の承認を得て9名以上の法人記名会員登録を行う場合は、理事会が別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第17条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
 - ② 死亡し、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき
 - ③ 除名されたとき
- 2 会員資格を喪失したときは、本協会の認定資格は喪失する。

(退会)

第18条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会費を6ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第19条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本協会の会則又は規定に違反したとき
- ② 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他本協会の会員としてふさわしくない行為をしたとき

(既納の入会金、会費等)

第20条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(変更)

第21条 この規程の変更は、総会の決議によるものとする。

(理事会への委任)

第22条 この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項は、理事会が定める。

附 則 この規程は、平成17年8月1日から施行する。